

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の令和2年（国勢調査）における人口は、15,370人で、年齢階層別の人口割合は、年少人口割合（15歳未満）が11.0%、生産年齢人口割合（15～64歳）は48.7%、高齢化率（65歳以上）は40.3%となっており、年少人口は減少傾向、高齢化率は増加傾向にある。

また、本町の令和2年（国勢調査）における産業別就業者数の内訳は、第1次産業23.8%、第2次産業19.6%、第3次産業56.4%となっており、第1次産業、第2次産業の割合は年々減少傾向にある。さらに、本町の就業者数の割合を大分類でみると、農業が22.5%と最も高く、次いで医療・福祉13.7%、卸売・小売業12.1%、製造業11.7%、建設業7.8%となっており、これらで全体の68%を占めている。

令和3年（経済センサス活動調査）の卸売業・小売業の事業所数は101事業所、卸売業・小売業従業者数は518人、年間商品販売額は189億7千4百万円で、令和5年（経済構造実態調査）の工業の事業所数は22事業所、工業従業者数は862人、製品出荷額等は170億4千5百万円となっており、年々減少傾向にある。

人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

以上を踏まえ、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の向上を図る。

（目標数値）先端設備等導入計画の認定件数 計画期間中 20件

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等の導入による労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）向上の目標伸び率を年平均3%以上とする。

注）労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、景観や自然環境への配慮が特に必要であることから、対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

対象地域は、大山町全域とする。

(2) 対象業種・事業

全ての業種及び事業等を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 町税の未納がある事業者については先端設備等導入計画の認定の対象としない。